

会 告

昭和五十八年度史学研究会大会
および総会は、予定通り十一月二
日(水)午後一時より楽友会館に
おいて開催されました。

公開講演は井上満郎、萩原淳平
の両氏により左記の演題で行われ、
盛会裡に終わりました。

鹿の子遺跡出土の漆紙文書

井上満郎氏

東アジア近世の南北問題

萩原淳平氏

昭和五十八年度

史学研究会大会講演要旨

鹿の子遺跡出土の漆紙文書

井上満郎

漆紙文書とは、漆樹液の浸透した文書のことをいう。漆を使用する工程の中で、偶然に漆液が紙片に浸透し、紙の繊維そのものは腐敗しているにもかかわらず、漆液が硬化したために墨痕が残存し、今に文字を判読することができる。漆は液体であるため採集されたのちに比較的大きな容量の壺・甕に入れられ、使用目的に応じて適量を別の容器にとりだしたと思われるが、空気に接触すると硬化するため蓋として紙片が使用された。この紙片として文書反故紙が利用されたようで、多くの場合それに文字を確認することができる。

史料としての歴史は浅く、最初の発見例は一九七〇年出土の宮城県多賀城跡の漆紙文書である。もともと、高水分状態では文字を判読できない場合が多く、多賀城跡出土例も顕微鏡・赤外線写真撮影装置・赤外

線テレビ受像装置などを使って、文字が検出されて文書であることが判明したのは一九七八年に至ってからである。以後現在まで全国で約二〇遺跡から漆紙文書の出土が報告されている。

鹿の子遺跡は、詳しくは鹿の子C遺跡といい、かつての常陸国府所在地である茨城県石岡市に存在する。推定国庁跡や国分寺・国分尼寺跡に近接しており、国衙工房跡と考えられている。

鹿の子遺跡から出土した漆紙文書は、紙片総数三八五七片、うち文書と確認できるもの七二三片である。文書の内容も多岐にわたっており、類別して以下に略述する。

第一は、漢籍様文書である。「伯禽」「魯国」などの文言や、また通常の日本古代文書とは様式・文調などが異なるためそう判断したのであるが、漆紙文書としては特異な例として興味深い。すなわち、法的にまた実際上にも文書にはそれぞれ有効年限・保存年限があるが、したがって反故紙とされて蓋に転用される動機が確定できるが、漢籍の場合は年限に関係なく使用され続けるはずであり、何故蓋紙になったのかを確定することができない。他遺跡に出土をみ

ない珍しい例である。典籍名は明らかではないが、国府勤務の地方官人においても教育資料・教養書として重要なものであったことは疑いなく、地方文化を解明する上での貴重な史料である。

第二は、田籍関係文書である。個人名の記載、里坪名・広狭記載などからして、個人ごとの作田台帳かとも考えられるが、性格は確定できない。国衙作成の検田関係の文書であることだけは明らかで、合点や「不」などの後筆・異筆もみられる。この文書は二つ折の半円形という完形で出土しており、また大きさも直径三五センチ前後と他に例をみない大きさで、しかも二紙を貼り継いでいる。

第三は、戸籍・計帳類である。数種類の籍帳がみられるが、丁中記載と身体的特徴とが二行割りで書かれているものがあって、既存の籍帳に前例をみない。

第四は、具注暦である。延暦九年六月の部分であるが、紙背が籍帳であり、これも他に例がない。暦は使用後直ちに不用になる文書であり、この場合も延暦九年の直後に蓋紙として転用されたものであろうし、出土遺跡の年代を決定する上でも重要な意

味をもつ。

このほか、調帳・出挙帳・兵士戒具帳などの国衙行政にかかわる文書が多くみられ、常陸国府から払下げられた文書群が、国衙工房において漆容器の蓋紙に使用されたものと思われる。したがって、たとえば庚午年籍のように国衙に永久保存という文書は別にして、国衙行政関連の全文書が蓋紙にされ漆紙文書として現存している可能性があるわけであって、鹿の子遺跡の場合には従来の史料では十分に解明されなかった国衙行政のありかたや地方社会の実体を知る貴重な素材となる。常陸国については風土記が残存しており、比較的国内社会の研究は進んでいるといえるが、風土記やまた正倉院文書などで知ることのできなかった歴史側面を出土の国衙関係文書を通じて明らかにしうるわけであって、注目すべき史料といえよう。

東アジア近世の南北問題

萩原 淳 平

世界の各地で、緯度差にもとづく南部と

北部は、気候・風土の差異から生産物や生産方法の相違、更に住民の営みとそれに基づく思想の違いなどが存在する。それらの条件を、ある者は長所を発展させ、ある者は短所を克服しようとし、ある者は逆らってより良き生活を求めて努力する。そこに南北間の政治・軍事・経済・文化など多方面にわたって歴史的に複雑な問題が発生する。

中国を中心に東アジアについては、長城を境にして、北アジアの遊牧社会と南の定着農耕社会との相違、同じ農耕社会でも淮水・秦嶺山脈を境に、華北の乾燥農業社会と華南の湿润農業社会とはかなりの相違が認められる。また、同じ華南でも大庾嶺より南の広東・広西地区は、それより北の地域とは異なり、むしろ東南アジア地域との結びつきが深く、時代を降るに従って大量の移民があり、両者の間に特異な関係がつくりだされた。

これまでに、北アジアと華北との関係は、対立・抗争史として扱えられたり、征服王朝に見られるように、軍事的に優位な北アジア民族の南下征服論が強調されたりした。しかし、一部の現象ではあるが、遼代・明

代・清代には定着農耕民が長城以北に進出した。また征服王朝においてさえ、北方民族に対して漢人の政治・経済・文化に果した役割りは決して小さくはない。

華北と華南の相違は、畑作地帯と水田地帯に象徴されるが、経済・文化などの面でもかなりの相違点が明らかにされる。隋唐時代の運河は統一国家経営のために華北と華南を連結したものであるが、これによって両者の本質が変わったわけではない。南宋国家は華南の独自性を示すよい例である。

広東・広西・福建などの住民は古くから東南アジアに進出したが、特に清朝後半からの所謂華僑として一千万とも二千万ともいわれる漢人が進出したのも、南北問題の一端と解することができる。

これらの現象は単に対立・抗争史観では割り切れない。緊張・摩擦・相互発展や時には戦争・共棲・相互浸透・一方的進出など複雑な様相が見られる。そうした現象が何故生まれ、それらが互に運動するかどうか、あるいは全体として東アジア史を動かす要因にどの程度なりえたかなど種々の問題があり、それらを踏まえてその仕組とか構造を総合的に研究すると共に、従来の諸

説を再検討する必要を感じる。

そこで、これらの南北問題について、複雑になってきた東アジア近世史上で具体的に幾つかの事例について考えてみたい。北アジアではこの時代に契丹族が国家形成に成功したが遼朝は燕雲十六州（北アジアと華北の中間地帯）とそれ以北の北アジアに大量の漢人を移り住ませ、これまでになく特殊社会を構成し、二重体系の長所を生かし、短所を克服する南北問題の大きな課題を背負った。

他方、南の宋は北アジアと対立しながら華北と華南を統一した王朝として栄えたが、都を隋唐に比べて東方の運河と黄河の接点に移し、運河を最大限に利用すると共に、華南の経済力を開発利用して成功した。しかし、遼の騎馬軍団の圧力に悩まされ、禁軍をはじめ軍備拡大や官僚層の増大など行財政費の膨張に苦しんだ。そこで王安石が新法をたて改革を行った。

従来この王安石の法は合理的な富国強兵策とも社会政策とも高く評価された。確かに宋朝再興策として優れたものであったが、具体的に見ると、保甲・保馬法は軍事の負担弱点を華北自身で補えという法であり、

市易・均輸などは中央官僚と政商の癒着による不当利益をはばみ、華南の過重な負担を軽減する法である。青苗募役は華南農民の限界まできた負担を軽減する法と解される。総じて新法は華南出身の王安石が華北中心・華南搾取の政策批判であり華南擁護の立場から極端になってきた南北不均衡政策を是正する富国強兵策であった。これに対して、司馬光は華北出身の官僚群に支えられ、新法は既得権の侵害なりと旧法党を組んで反対した。新法は本来華北・華南の対立・分裂をさけて統一国家維持の富国強兵策であったが、党争を繰返している間に改革策は実効を著すに至らず、華北・華南の基本的な差異と利害のみが明らかに、分裂傾向が助長された。その間隙に金軍の侵入に会い、宋朝はもうくも敗れて華北を失った。

宋朝の再建にあたっては、華北回復志向の代表者岳飛と、華北切り捨て華南独立志向の代表者秦檜との間で主導権争いがあった。結局華南派が水軍を盾に経済立国・文化国家を目ざして南宋朝として華南独立国を繁栄維持させた。

このように、南北相違の基本を踏えれば

これまでの歴史の解釈と異った理解の方法もありうるのではなからうか。私はかつて

木華黎王国の性格や元朝の華南政策の特殊性、明代の洪武帝の華南中心政策と永楽帝の華北重視政策や土木変後の動揺に見られた南北問題など断片的に南北問題に関心を持って発表してきた。端的に言えば、北アジアは軍事に優れ経済に弱く、華北は政治に優れ軍事経済は並である。華南は経済に強く軍事に弱い。東南アジアは自然条件は恵まれているが、政治軍事に弱く経済にも弱い。

これらの四地区の特性を踏えて、歴史上の諸現象を例えば統一の利点と弱点、分裂の弱点と利点などを考慮に入れて総合的に研究すれば、更に分り易い歴史が書けるのではなからうかというのが私の考えである。

訂 正

本誌六六巻第三号（一九八三年五月一日発行）所載の金田章裕氏の論文（「唐代中国および律令期日本における土地表示法」）の第五図（二五頁）に誤りがありますので、次のように訂正させていただきます。

二五頁第五図の中の「左京坊内の坪」のうち、上から下に向って付されている5、8、13、16の番号を、下から上に向って逆に付す。

1	8	9	16
2	7	10	15
3	6	11	14
4	5	12	13

（正）

1	5	9	13
2	6	10	14
3	7	11	15
4	8	12	16

（誤）

編集後記

三月も後半というのにまだまだ寒いが続いています。今年の冬は殊に厳しい寒さの毎日でした。この寒さと近年まれに見る大雪の為とは申しませんが、またも本誌の刊行が遅れてしまいましたことをおわび申し上げます。しかしながら、本号には論説3本、研究ノート2本、書評と各分野から盛り沢山の内容を集めて掲載出来、充実したものとなりました。御検討下さい。さて、七年間に亘り編集委員を務めてこられた西山良平氏が委員を交代されることになりました。長年の御努力に心より感謝したいと思います。

（井）

史 林

第六七巻第二号（通巻第三四号）

一九八四年二月二五日印刷 定価九〇〇円
一九八四年三月一日発行

発行人

史 学 研 究 会

京都市左京区吉田本町
京都市文学部

理事長

岸 俊 男

印刷所

京都市下京区七条御所ノ内町五〇
中村印刷株式会社